式部曹司庁の成立

寺 崎 保 広

はじめに

文化財研究所において開かれ、都城をめぐる諸問題のうち、 一九九七年二月、第二回古代都城制研究集会が奈良国立

その中で、筆者も「官衙と朝庭の政務・儀式」と題する報

曹司といわれる実務空間の問題が本格的に取り上げられた。

告を行なった。本稿はその報告内容を中心とし、集会に参

加して考えたことなどをまとめたものである。

説となってきた。岸氏は次のように述べている。 律令体制が整うに従って政治機構が拡充され、官人も増 政庁で、当初は政務はもっぱら朝堂で行われていたが、 従来、朝堂と曹司の関係については岸俊男氏の理解が通 「曹司とは朝堂院の朝堂とは別に、その外に設けられた

> 属施設を設ける必要が生じたのであろう。」 つまり、曹司は朝堂から分化したのであり、両者ともに

加、また政務が複雑化してきたため、朝堂と別にその付

本来政務を執る場であったこと、そしてその曹司は藤原宮

において成立した、というのである。 これに対して、異を唱えたのが吉川真司氏である。第一

院」および第二回集会での報告「朝堂と曹司」において、 回古代都城制研究集会での報告「宮廷儀式と大極殿・朝堂

吉川氏はおおよそ次のように述べている。 (外記政)は全く同一ではない。口頭による決裁は双方で 平安時代における朝堂での政務(朝政)と曹司での政務

でのみなされた。これを遡らせると、古くは朝堂で行なわ 行なわれたが、文書の発給・帳簿の作成や保管などは曹司

理はその朝堂での政務と機能を分担していたのであろう。 時代れた口頭決裁が実質的な意味をもち、曹司における事務処 そこ

そして、朝堂の本質は「五位以上官人の侍候空間」と見る

に求められる。一方、曹司の本質は「律令官司の実務空間」べきであり、その起源は大臣・大夫が侍候した大王宮朝堂

らであろう。朝堂院は八世紀末まで「太政官院」と呼ばれれ、それらが大内裏域に集約されたのは難波長柄豊碕宮かであり、その起源は大王宮・諸宮諸家の実務機構に求めら

が天皇に侍候し、国政を審議する場の名称としてふさわしたが、それは太政官(議政官)を中心とする五位以上官人

ている。

うけて長岡宮では太政官院が内裏から分離して「朝堂院」に吸収され、朝堂での口頭政務は曹司へ移行する。これをである。ところが、八世紀後半にいたり、侍候機能が内裏

く、それには当初から曹司という実務空間が伴っていたの

と呼ばれるようになり、純然たる儀式空間として成立する

あるが、本稿では、平城宮式部省の発掘調査成果を検討し、筆者はこの吉川氏の説が基本的に妥当であると考えるのでもつものとして成立したであろうことを論じたのである。のである。

以下にまとめておこう。

式部省を取り上げた理由は、各種の資料に恵まれている時代における曹司の実態を考えてみたいと思う。そこで行なわれた式部省の実務内容を考え、その上で奈良

司の時代的変化をたどることができるのではないかと考える史料も多い。それらを併せて検討することによって、曹さらに平安時代に降るが、式部省内における実務を窺わせ相が明らかになるとともに大量の考課木簡も出土している。からである。平城宮の当該地の調査が進められ、遺構の様

、平城宮式部省跡の発掘

平城宮における発掘調査は、宮の四周、内裏・朝堂院と

調査概報』(以下『平城概報』と略す)などによりつつ、のうち、式部省に関わる範囲で『平城宮跡発掘調査部発掘展し、ほぼ全容が明らかとなっている。そうした調査成果圧、朝堂院」の南、南面大垣北の部分については調査が進官衙域の解明に置かれるようになった。特にいわゆる「第官衙域の解明に置かれるようになった。特にいわゆる「第いった中枢部についてはほぼ一段落し、近年はその重点が

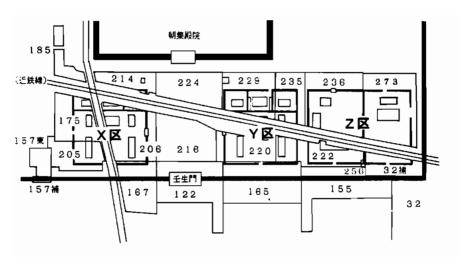


図1 壬生門北の区画呼称 (数字は調査次数を示す)

地塀で囲み、それぞれ四方に門を開く。両者の間は二六〇すなわち、一辺二五〇尺(七四m)の正方形で、周囲を築区区とY区の区画の大きさは全く同じである(図2)。

兵部省と式部省(X区とY区)

尺(七七m)離れ、その中間がちょうど「第二次朝堂院」

2区と区別する(図1)。『平城概報』ではそれぞれ「兵部

省」「式部省」「式部省東官衙」と称しているものに該当す

西に並んだ三つの区画の呼称として、

西からX区、Y区、

東面大垣との間にはもう一つの区画がある。以下では、位置に二つの区画が確認され、その東の区画の東隣で、

東

壬生門より北、「第二次朝堂院」の南には、 東西対称の

礎石建物である。細かい部分での違いはあるものの、両者の脇殿となる南北棟を配置する。建物は全て基壇上に立つ央に正殿となる東西棟をおき、その前面には東西二棟ずつ立柱塀で南北に二分し、北側に東西棟を三棟、南側には中似する。両者ともに北から三分の一の部分を東西に走る掘の中軸線となる。また、区画内の建物配置も極めてよく類

は一対のものとして計画され、造営されたと考えて良い。

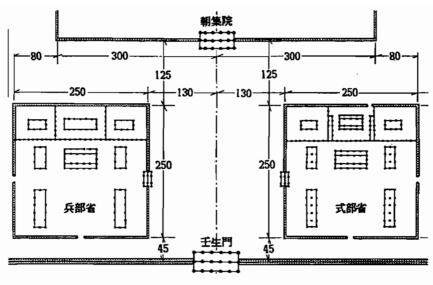


図2 式部・兵部=省の建物配置 (数字は尺)

その整然とした建物配置とともに省クラスの一つの典型的構成されているという特徴は官衙としての格の高さを示し、然性の高い比定といって良い。また、宮内の官衙域におい然性の高い比定といって良い。また、宮内の官衙域におい不城宮内の官衙のうち、既発掘部分についてはいくつかある程度これを裏付けることができる。

いて出土した墨書土器および木簡などの文字資料からも、他で出土した墨書土器および木簡などの文字資料からも、「図3)、その官衙配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その官衙配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その官衙配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その官衙配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その信配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その信配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その信配置が、やはり朝堂院(八省院)の南に(図3)、その信配置が、 ところである。その根拠は、 のほれ しい ところである。その根拠は、 のばい ところである。その根拠は、 のばい ところである。その根拠は、 のばい ところである。

この両区画の性格については、X区が兵部省、Y区が式いたる通路に向いて、開いていることを示している。門、Y区は西門が正門となり、ともに壬生門から朝堂院に規模から見て、それぞれの正門は南面にはなく、X区は東

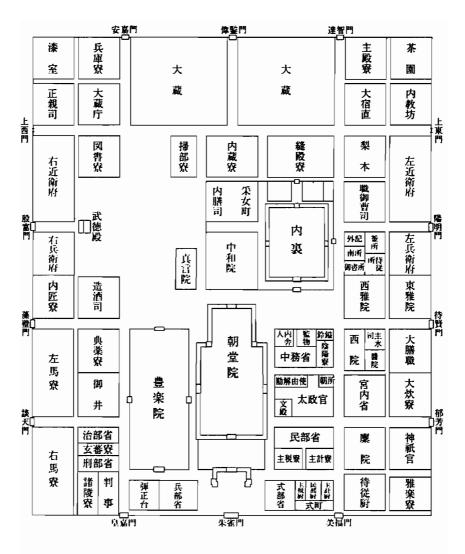


図3 平安宮復元図

棟ずつの脇殿という構成は、ちょうど地方官衙の国庁、郡官衙と見ることができる。しかも、正殿・後殿・東西に二

こうした省の建物配置も併せて考察する必要が出てきたとは朝堂院をモデルにしたのではないかと考えられてきたが、庁などと類似する点も注目される。従来、地方官衙の政庁

ところが、発掘の結果、一つの問題点が浮かび上がって言えよう。

替えは見られず、その造営年代は奈良時代後半に降ることきた。それは、X・Y区の年代である。ともに大幅な建てところが、発掘の結果、一つの問題点が浮かび上がって

部・式部両省がどこにあったのか、という問題が出てきたこの場所は空閑地となっていたのであり、その時期には兵都よりも後ということになる。つまり、奈良時代前半には、出土しており、確定した年代ではないが少なくとも平城還

形および基礎となる整地土中から、

平城宮第Ⅲ期の軒瓦が建物の礎石据え付け掘

が判明したのである。具体的には、

式部省東官衙(乙区)

のである。この点については後で改めて述べる。

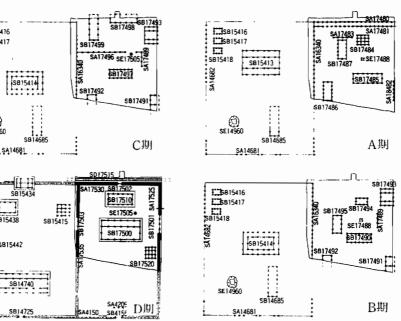
クである。おおよそ東西三五○尺、南北二五○尺の範囲を2区はY区より東、宮の東面大垣までの間の官衙ブロッ

SB15416 ESB15417 ESB15418

SE14960

SA14730

SA14720



2区の遺構変遷

図4

占め、さらにその中は西半の二○○尺と東半一五○尺に二 分される。Y区との間は約一一mあいていて通路になって

いる。

半期に大別できる(図4)。

四期に区分され、それらはABC期の前半期と、D期の後

検出した遺構はやや複雑に重複しているが、時期的には

まず、前半期であるが、掘立柱塀による区画施設があり、

五四一四)と雑舎からなる掘立柱建物を配置し、それらは の中に正殿(A期のSB一五四一三およびBC期のSB一 2区の西半つまり南北二五○尺、東西二○○尺を囲う。そ

三小期(ABC期)の変遷がある。また区画内の西南部に

削屑を中心として四八○○点近くの木簡が出土した。木簡 は井戸SE一四九六○があり、その井戸枠抜き取り穴から

東半部は、掘立柱塀が西半の区画に接続する時期もあるが、 全体として囲うことはなく、開放された空間に比較的小規 に記す年紀は天平元年と同三年であり、内容は考課木簡を はじめとする式部省関係のものと見て良い。前半期の2区

なわち、掘立柱塀に代わり築地塀が2区の全体を囲み、さ 模な掘立柱建物が造替されている。 ところが、それが大きく改変されるのがD期である。

す

とした建物群が配されるのである。総じてD期の建物群は、 れぞれの内部には、基壇上にたつ大規模な礎石建物を中心 らに東西を区分するように南北にも通る。そして、東西そ

敵するものと見られる。またこの時期で特に注目されるの が、東半の正殿SB一七五○○の北で見つかった井戸SE その規模と構造からすると、X・Y区で検出した二省に匹

祇官式に見える神餞の目録に類似した内容の木簡や「兵主

くは井戸が廃絶した平安初期のものと見られるが、延喜神 一七五○五から出土した二○○点余の木簡である。その多

神社」など神社名を記す木簡などが含まれている。 右のような2区の成果の中で問題となるのは、C期から

D期に建て替えられた時期がいつかという点と、それぞれ

考えられてきた。理由の第一は2区の南に接する宮南面大 しているように、当初からY区と密接な関連のある場所と の時期の官衙の性格である。 この2区については、奈文研が「式部省東官衙」と呼称

補足調査)、もう一つは平安宮「大内裏図」 に見える式部 省とその東にある「式町」ないし「式部厨」との関係(図

垣の北側溝から大量に出土した考課木簡の存在(第三二次

3)である。これらを参考として、Y区が式部省本体であ

— 15 **—**

きこうである。り、2区はそれに付属する実務の場であろう、と推定して

である。つまり、奈良時代後半に2区が神祇官だとすると、

在し、のちに大きく性格を変えたらしいことが判明したの良時代前期にまで遡らないこと、一方、2区は前期から存ところが既述のように、調査が進むにつれて、Y区は奈きたのである。

ある。別の官司とは、井戸SE一七五○五出土木簡の内容、転後の2区には別の官司が新たに造営されたというもので将転を考えた。つまり、前半には2区にあったものが、後移転を考えた。つまり、前半には2区にあったものが、後である。そこで『一九九二年度平城概報』では、式部省のである。

のは、一九六六年の第三二欠浦己周査こおいて、ZZの有しかし、これに対して筆者は疑問に思っていた。というた可能性が高いという。

宮の神祇官に類似することなどを根拠として、神祇官であっ東院と西院による構成と北門が正門となることなどが平安

する奈良時代後半のものという二種に大別でき、出土場所中心とする奈良時代前半のものと、神護景雲年間を中心とあったこと、そしてその木簡の年代を見ると、神亀年間をから出土した一万を越える木簡が式部省関係の考課関係でのは、一九六六年の第三二次補足調査において、2区の南

は前半の木簡が西寄りに、後半のものがより東に偏るから

たったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にとうなったと、一里』で新たな見解が示された。つまり2区の前半期に七一里』で新たな見解が示された。つまり2区の前半期に七一里』で新たな見解が示された。つまり2区の前半期にとる官衙が存続し、奈良時代末期にいたり、大きく構成をよる官衙が存続し、奈良時代末期にいたり、大きく構成をよる官衙が存続し、奈良時代末期にいたり、大きく構成をよる官衙が存続し、奈良時代末期にいたり、大きく構成をなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったったのである。C期までのである。C期までのである。

とめると、つぎのようになろう。以上のような発掘成果のうち、式部省に関わる部分をま

奈良時代前半、おそらくは遷都当初から、式部省は2区

できる。

課木簡についての解釈は、一応できるようになったと評価たのかといった課題はなお残るものの、これによって、考

関わる実務を行なっていた。一方、奈良時代後半(平城還えるように、奈良時代前期・後期を通じて、官人の考選に後半まで存続した。そこでは出土した大量の考課木簡に見の西半部にあり、建て替えられながら少なくとも奈良時代

二、考選制度の変質

クがX区とともに造営され、そのY区も式部省の施設となっ 都頃か)になり、新たにY区に礎石建物よりなる官衙ブロッ

た。そして、このX・Y区の施設は奈良時代末まで存続し

部省ではなくなり、神祇官となった。

つまり、Y区と2区の関係について言えば、式部省の移

た。2区はその後、奈良時代末期に大幅に改造されて、式

ている。

式部省の主要な仕事は、職員令の式部卿の条に規定され

転を示すのではなく、Y区は新たな要素をもつ空間として

成立したと見るべきこと、そして、奈良時代後半にはY区・

2区西半がともに式部省管轄の空間として併存していたで あろうことが指摘できる。

以下においては、この併存した式部省の二つの空間の意

味について考えてゆくが、結論を先に述べれば、Y区に新 たに成立したのが、式部省における儀式空間としての「式

部曹司庁」であり、一方の2区は一貫して実務にあたった

式部省における考問の儀式化、もう一つはその前提として 場所であり「式部厨」として両者を区別すべきだと考える。 そして、式部曹司庁の成立を促した要因として、一つは

の考課の形式化を考えている。

礼儀、版位、位記、校「定勲績」、論」功封賞、朝集、学校、策「試貢 式部省 管:寮二。 卿一人 掌、内外文官名帳、考課、選叙、

人,、禄賜、假使、補,任家令,、功臣家伝事。 大輔一人。 少輔一 人。大丞二人 掌、勘,問考課,、余同,中務大丞,。少丞二人

\$同:天丞:。大録一人。少録三人。史生二十人。 省掌二

廷の礼儀に関わるものに大別できる。特に文官官人の人事 挙されているが、おおむね官人の人事に関わるものと、朝 た。そのことは任官者の位階を他の省と比較することによっ を担当することから、八省の中で最も重要視された官であっ

王、藤原武智麻呂、宇合、仲麻呂、百川など)。 て指摘されているし、また、奈良時代には有力者が相次い で式部卿を歴任していることもそれを示唆している(長屋 官人の人事の中でも中心をなすのは考課と選叙であるが、

その方法については考課令・選叙令にくわしく規定され、

ここでは内外文官名帳以下、功臣家伝まで十五項目が列

人。使部八十人。直丁五人。

を指摘したことがある。以下その要点をかいつまんで繰り考課・選叙の完成されたシステムの解明に力を注いでおり、ために大宝律令成立以後の実態とその変質という観点からみると、検討の余地を残しており、かつて拙稿「考課木簡みると、検討の余地を残しており、かつて拙稿「考課木簡の再検討」において新史料を材料としながら、そうした点の再検討」において、要付氏の研究は表による詳細な研究があって、

ばおおよそ次のようになる。 まず、通説的理解となっていた野村氏の研究を要約すれ

なかろう。

i考課と選叙(考選)については、律令にきわめて詳細

返しておく。

長官個人の裁量を出来るだけ排するようにポイントが明確して新たな位階を授かる(選叙)。その考課・選叙ともにみ重ねると昇進の機会が巡ってきて、その間の評価を総合の長官による勤務評定(考課)が行なわれ、それを数年積な規定がある。それによれば、古代官人は毎年、所属官司

した文書「考文」の断片が残っており、そこでは長上官は『正倉院文書の中に、奈良時代前期の考課の結果を報告

期になって登場することも二次的なものと見られる。較評価を示す木簡(「去上」「今上」)は前期にはなく、後られること。また、去年と比べて今年がどうか、という比

にされ、恣意的な叙位が行なわれないよう配慮されたもの

評価は「中上」、番上官は殆どが「上」となっていて、そ前また平城宮から出土した考課木簡を見ても、長上官のすべて「中上」と評価が固定していることが知られる。

れ以外の評価を得ることは極めて少ない。

いて実質的に勤務状況に応じた考課を行なっていたのでは番上官は「上」になることが決まっており、一人一人につの、実際にはよほどのことがないかぎり、長上官は「中上」、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

と、しだいに「中上」と「上」の比率が高くなる傾向が見まが前期においては長上官が「中上」「中中」、番上官は第が前期においては長上官が「中上」「中中」、番上官は出した。これらには、奈良時代前期のものと後期のもの出土した。

1考課木簡として取り上げるべきものとして、平城宮第

これに対して、筆者は以下の諸点を指摘した。

根拠にされてきた。しかし、考文の書式を検討すると、こ 代は奈良時代前期のものと見てよいが、そのことからこれ まで奈良時代前期から評価が全て「中上」であったことの Ⅱ正倉院文書の考文については再検討すべきである。年 る考問(考文についての勘問)と巡察使による知見とを重 めて命じたもので、その具体的な方法として、式部省によ これは、この頃に考課制度を厳密に実施すべきことを改 省一。省、宜」勘一会巡察所見一。

の官人が「中上」だったことを示すのではない。

とを知ることができる。

視し、その際の材料を整えることに主眼が置かれていたこ

れは考文の「中上」部分のみが残存したのであって、全て

続日本紀和銅五年五月乙酉条である。 Ⅲ奈良時代前期の考課の様子をうかがわせる史料が次の

月淹久、未、熟、律令、、多有、過失、。自今以後、若有 詔:諸司主典以上并諸国朝集使等,日。制,法以来、年

違、令者、、即准、其犯、、依、律科断。其弾正者、月別

問!.知事状!、并惣#知在,任以来年別状迹』。随,問弁答 入」京者、宜、差に堪、知、其事、者」。 充量、使、使人亦宜に 具,事状,、移,送式部,、考日勘問。又国司因,公事 三度、巡:察諸司:、糺:正非違:。若有;廃闕;者、仍

> になると、官人は大過なく過ごせば「中上」を得られると 意味をもっていたと推定する。それが、奈良時代後期以降 ており、木簡を用いた評価、式部省による勘問も実質的な

録官人等功過行能并景迹」、皆附「考状」、申「送式部 若有「経」問発覚「者、科断如」前。凡国司、毎年、実「 豊倹得失,。宜上使者至日、意存;公平,、直告莫よ)隠。 准、上科断。自今以後、毎年、遣、巡察使、、検、校国内 不、得、礙滞。。若有、不、尽者、、所由官人及使人、並 形骸化を示すのであろう。 良末期以降史料から姿を消してしまうことも、考課制度の 機能した付属文書と考えられる。ところが、その考状は奈 れは考文の内容を式部省がチェックするための材料として いかと考える。Ⅲの史料に「考状」という文書が見え、こ いうように、しだいに評価の幅が狭まっていったのではな

れた考選法が古代を通じて大きな変化はなく、実際の運用 Ⅳしたがって、野村氏の言われるように、律令に規定さ

化していたという点は疑問である。そうではなく、奈良時 においては機械的に評価がなされ、考選法が当初から形式

-19-

代、特にその前期には実態に即した厳密な考課が行なわれ

したいのである。良時代の間にしだいに形式化していったという変化を重視

つまり、式部省の業務に密接に関わる官人の考課が、奈

いて『平城宮木簡五』(『平五』と略す)が刊行され、またほど多くなかったが、その後第三二次補足調査の木簡につ

旧稿発表時点では、公刊された考課木簡のデータがそれ

(表一)考課の評価別の件数

出土遺構(出典、年代)	上	中	下	中 上	中中
SD四一○○A(『城一八』 神亀五年以前)	0	0	1	0	0
MB 一六四○(『城一八』『城四』	1	111	1	-	1
SD一二五〇(『城一八』年代不明)	0	0	0	_	0
年頃) SE一四六九〇(『城二六』 天平初	五	Л	0	t	
→神護景霊頃) →神護景霊頃) 天平宝字	1111	10	0	四	_
> の四一○○○(『平五』 天平宝字	大	五	0	-	0
八」霊亀以前)(長屋王家木簡『城二	11	0	0	0	0
○』天平十二年以前)	六	_	0	三	_
『三三』 同右)	四五	Ξ	0	0	0

掲載されたことによって、等第を記す木簡の数が増加した。城宮発掘調査出土木簡概報二十六』(『城二六』と略す)に前節のZ区で検出された井戸SE一四九六〇の木簡が『平

簡も併せて、改めて奈良時代における考課の評定状況を集さらに、参考までに長屋王家木簡・二条大路木簡の考課木

計すると表(一)のようになる。

評価の幅が狭くなった結果、平安時代になると、長上官は奈良時代においては、長上官では「中上」「上」の優勢ではあるものの、「中中」「中」といった他の評価もあり得たこと。年代でみると、奈良時代前期に比べ、評価もあり得たこと。年代でみると、奈良時代前期に比べ、評価の幅が狭くなった結果、平安時代にないが、おおよそ、データの性格もあって、一概には言えないが、おおよそ、データの性格もあって、一概には言えないが、おおよそ、

三、考問の儀式化

皆「中上」に固定してゆくのであろう。

式部省へ回ってくる。それからが式部省での作業となる。いう文書に記録して太政官に送り、文官についての考文は各官司では、毎年の考課が定まると、その結果を考文と

その報告を受けて考文の審査をする式部省の仕事もそれに 考課における評価の実態が前記のようであるとすれば、 ②訖、専当丞録分;|史生位子;為;|十番]、校;考。番別各有;

連動して変化してゆくことが予想される。 配十番。其一番先取「神祇官考文」、六日以前校了。 人数」。長上選、番上選亦各有二人数」。総二計考文二、分二

③七日質明、舖-設於朝堂并南廊内-。卿以下就-座。史生

預以..功過簡1、置1.輔丞座前1。神祇官副以下史生以上、

弘仁式以前における考課と選叙の手続きをまとめたのが

④丞命、録日、令、召、候司、。録称唯転、告史生、。史生称唯 以、次入、自、興礼門、就、廊下座、。

⑤座定丞命、録日。申、之。録先披、番上考文、読申。丞随 史次」之。 唯伝告。副先称唯、次祐史俱称唯。進就「版位」。立定丞 喚、|省掌、。省掌称唯、即命日。令、奉、上候司、。省掌称 命曰。召¸之。副先称唯。祐史次¸之。副先登就¸床。祐 、状勘問。若無、|勘出、、則丞又命、長上、申、之。録亦披、

姿を伝えているものと判断される。

この表の中で特に注目したいのが、十月から十二月にか

弘仁式に見える一連の手順は、基本的には奈良時代以来の 令の規定と弘仁式とはその日程が連続して説明しうるから、 式と延喜式とで若干異なるほかは大きな違いはない。特に 式および延喜式などに基づくが、年明け以降の日付が弘仁 次の表(二)である。史料としては考課令・選叙令・弘仁

- 21

問各有,其序,。答亦有,其詞,。 自余諸司及朝集使亦如 考文:読申、若有:乖失:随即勘問。副及祐史各為:弁答:、

」之。惣勘了、丞以」状申」輔。輔判与奪、丞乃丞伝、副

先称唯、祐史俱称唯、昇降已訖、丞判命乃。副先称唯、

次祐史俱称唯、以、次退出。

⑥退;於曹司:引;唱考人;。若有;不¸堪¸参者;、 史執;其名 簿|就|版位|申」之、丞命進」之。史称唯、就|録後|進。

①每年十月一日、諸司畿内職事考選文進;左弁官,。二日、

し、段落毎に通し番号を付けた)。

で、内容を区分しながら以下に全文を掲げる(割書は省略 唱条を取り上げて、検討を加えてみよう。長文にわたるの こで、その点を具体的に示す史料である弘仁式部式考問引 けて式部省の仕事に大きくかかわる考問と引唱である。そ

表(二)弘仁式以前の考選手続き

	考課	選 叙
八月三〇日以前	本司の長官が本人を前にして、考を定める(考課令内外官条)	本司が校定(選叙令応叙条)
九月一~三〇日	日以前に太政官に送る(同右)本司で考文等を作成し、京官は十月一日以前、外官は十一月一本司で考文等を作成し、京官は十月一日以前、外官は十一月一	以前に太政官に送る(考課令内外官条)本司で選文を作成し、京官は十月一日以前、外官は十一月一日
十月 〜三十日	引唱する(弘仁式部式考問引唱条)京官の考文を省で校定し、のち官司単位で考問、ついで考人を	京官の選文を省で校定する(弘仁式部式考問引唱条)
十一月一~三十日	外官の考文を省で校定、のち朝集使を考問(同右)	外官の選文を省で校定する(同右)
十二月一~三十日	省で考目録・考別記を作成する(同右)	省で、選目録・選別記・短冊を作成する(同右)
一月三日 * i	省、考目録を太政官に提出する(同・考選目録条)	省、選目録を太政官に提出する(同・考選目録条)
一月~三月 * ii		太政官で選を校定する(選叙令応叙条)
期日*※		長上官を太政官で、番上官を省で列見する(弘仁式部式列見条)
のち		成遷短冊条) 省で擬階作業にかかり、成選擬階短冊・擬階簿を作成する(同・
四月十一日 * iv		太政官が擬階奏を行なう(同右)
のち**		省、位記案を作成し、太政官に印を請う(同・授位記条)
吉日 * vi		太政官において、成選人に位記を授与する(同右)

延喜式での変更点

* V:四月十一日

* ロ:四月十五日

★道:二月十一日

* ⅳ:四月七日

録読申、輔判命之。録称唯、丞判命之、史称唯退出。

⑦省掌引:祐以下使部以上考人:、且称:容止:、入屯:中庭:。 立定輔命唱之。専当録称唯、先披|職事考文|唱之、祐以

⑧録宣:示日数并善最;、以▷次引唱。每▷満;;十人;。 下随,唱称唯、進就,版位,。

⑨録復披「番上考文「唱之。史生以下称唯、就「版位」。録 唱了、丞判命之。俱称唯退出。

称「直立」。考人俱称唯、就「直立位」。並如「常儀」。職事

省掌

唱|省掌名|日。退之。省掌伝告、考人俱称唯、以\次退 宣二示日数行事一、每5满二十人一。亦称二直立一。唱了、丞

Щ

⑪自余諸司、不¸論」前後;随勘了且問、其日質明、省掌鋪| ⑩其不」到者、引唱之後限以「三日「、如「列見儀」。遂不」到 者判降如、式。

訖中務輔丞録以、次就、省掌東座、。丞命、録。令、奉、上候 設床畳於曹司庁并省掌座東「。共皆北面。輔以下就」座。

⑫省掌命:所管諸司,、以,次参上、所管進就:版位;。 丞命 司,。録称唯命,;史生,。史生命,,省掌,。省掌承伝。中務 以、次称唯、登就、座。 輔以下依、次称唯、進就。版位。。並如」前儀」。丞命召之。

> 亦退出。 判命之。所管称唯退出。自余所管諸司、以、次考問、訖 与奪。丞承伝。中務輔称唯、二司六位以下俱称唯、訖丞

召之。昇就,座及丞命,録読申。並如;前儀;。若有,不,当

即問,其由,。所管不ゝ弁乃問,中務,。亦如,前儀,。

⑩省掌引,中務并所管諸司六位以下職事分番考人.、入唱 上,、每、満,五十人,。丞命,省掌,、且命退出。自余諸司 如:前儀|。職事唱了。丞判命之。倶称唯退出。次唱::番

⑩其在京諸司及畿内国司十月卅日以前校定了。 大宰及七道 亦准;此儀」。但太政官不ゝ在;考問引唱之例」。

諸国司十一月卅日以前校定訖。

⑩十二月卅日以前勘:定考選目録:。已訖以:正月三日:申; 記」。兼書「短冊」。専当丞執5冊、録執1別記」。 送太政官 。 考番史生各写 ; 考別記 ; 。 選番史生亦写 ; 選別 令下:史

まってくる。②式部省では担当官を分割して、考文と選文 生一読45案。共相計会。知5無1失謬1、以候1列見1。 まず、①諸司・諸家・畿内から考文と選文が式部省に集

は神祇官の考文に対する考問手続を例示している。すなわ 校定が終われば次の作業となる考問にうつるが、 以下で の校定(内容のチェック)を行なう。

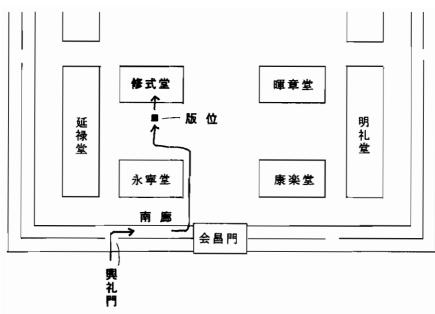


図5 神祇官に対する考問の場

次いで、考問終了を受けて、神祇官のすべての考人を対ある。

門を入り、南廊に着座の後、版位をへて修式堂に昇り、 上において式部省官人と対面して質疑応答がなされたので 示すと、図5のようになろう。神祇官の官人は南から興礼 こうしたあり方は後述するように、場所の相違はあれ「自 式部の輔が判定を下し、神祇の副以下は称唯して退出する。 提出された考文を読み上げ、それについて式部の丞が勘問 朝堂の床につく。⑤座が定まると、式部の録が神祇官より 神祇の副以下は南廊内の座に着く。 余の諸司及び朝集使」も同じである。これを朝堂院の図で の座を用意し、式部の卿以下は朝堂すなわち修式堂の座に、 ち、 ③ 神祇の副・祐・史が答える。質疑応答が無事終わると、 「朝堂并南廊内」において式部省と神祇官の担当者 神祇の副以下は座をたち、 版位に進み、その後、 ④式部側の指示にした

が読み上げられるに従って版位につく。⑧式部の録が、一祐以下使部以上の考人が曹司の中庭に導き入れられ、考文て参入し、式部の輔の前で確認される。⑦次いで、神祇の先に引唱に参加できない者について、神祇の史が名簿を持っ

象とする引唱にうつる。⑥場所は式部省の「曹司」である。

単位に称唯して直立位に立ち、式部丞の判定を受け、その う。⑩は引唱に来なかった者の処遇である。以上が神祇官 後退出する。⑨神祇官の番上官もこれと同様のことを行な 人一人について一年間の「日数と善最」を読み上げ、十人 見の準備とする。 ⑭は校定(考問・引唱を含む)の終了期限を示し、⑮は

次第、順次考問を行なう。その場所は、神祇官の場合と異 ⑪それ以外の官司については、式部省での校定が終わり

を対象とした考問と引唱である。

る質疑、中務の応答が行なわれ、式部の輔が判定を下す。 中務の輔以下は版位をへて堂上の座につく。⑫次いで、中 輔以下が入り省掌の東の座につく。式部の指示によって、 例としている。式部の輔以下が堂上の座につくと、中務の なり、式部省の「曹司庁」である。以下の説明は中務省を 務所管の諸司も同様に堂上の座につく。そこで、式部によ

退出する。但し、番上官は五十人を一単位とする。また、 官の場合と同様に個々人を確認ののち、式部の丞が判定し、 考人が式部の省掌に率いられて「曹司」に参入する。神祇 ◎考問ののち引唱となる。中務および所管の六位以下の

> **うか。b(=c)には中庭があり、版位を置く場所があり、** し、それとdとは別の場所と考えた方がよいのではなかろ るから、おそらく同一の区画を指すと見てよかろう。

そして引唱の場合には数多くの官人が参入することのでき

太政官は考問・引唱の対象外である。

る。中務所管諸司も同じ。

式部丞がそれを伝えると、中務の輔以下、称唯して退出す

記」「選別記」「短冊」などを作成して太政官に提出し、列 その後の手続きで、式部省では「考目録」「選目録」「考別

き点が見いだせる。 における考選の仕事を追ってみると、いくつかの注目すべ やや煩瑣にわたったが、以上のような平安時代の式部省

まず、一連の行事が行なわれた場所として、a神祇官の

て、前者を建物を主として「曹司庁」と表現したと見られ 儀式が堂内で行なわれるbと屋外の庭を使うcの違いによっ げられる。ただし、このうちbの曹司庁とcの曹司とは、 録や考選別記・短冊などを作成する場、といった四つがあ ての曹司、d省内で、考文や選文の内容を校定し、考選目

堂院とは別の「儀式の場」となっているのである。一方、 式部官人が考課と選叙について、それぞれ十番づつに分か 考問・引唱のあり方から見ても、曹司(庁)というのは朝 る空間をもっているという特徴がある。そこで行なわれた

は、それとは別であって、実務を行なうべき建物群によっ

れ、分担して膨大な考文・選文のチェックを行なった場所

て構成された一画と考えられるのである。 従来は、平安時代の政務の場として、儀式は朝堂で、実

られてきたが、右に見た式部省の例からすると、朝堂と曹 務は曹司で行なわれたというようにいわば二重構造で考え

おける二つの空間が、平安宮大内裏図にみえる二つの式部 造でとらえる必要があるように思う。そして、この曹司に 司の中の儀式空間、および曹司の実務空間といった三重構

省区画、すなわち「式部省」と「式部厨」(ないし「式町」) に相当するものと考える。その場合の「厨」とは単に食事

見られる。

ための施設もある、というように広い意味に解すべきだと 務を行なう場所であり、かつ食事を取る場所であり、その を用意するだけではなく、官人たちが日常的に勤務して実

右のように考えられるとすれば、曹司の中の儀式空間と

考える。

いうものが、いずれかの段階で新たに成立したのではない

か、といった想定が可能となる。

注目すべき第二の点もこれと関連するが、考問・引唱の

考問が基本的に変わらないことである。弘仁式段階では、 内容をみると、神祇官に対する考問と中務省以下に対する

いるが、あるいは古くは同一の場所で行なわれていたこと 両者の場所の違いは、対象となる役所の違いのみとなって

る官司の弁答が不十分で否定され責任を問われたといった が時代が降るにしたがって分化したもの、とも推定される。 平安時代において、式部省による考問の際に、対象とな

であるから、考問自体がほとんど形式的なものであったと 時代においては、考課の評価が「中上」と固定していたの 例は聞かないから、実質的な審議を行なっていたのかどう か、甚だ疑わしい。しかも、前章でも述べたように、平安

れて併せ勘問するというように、実質的な審議がなされて そこには関係書類のみならず、巡察使による所見も報告さ 来は厳しく追求されるべき重要な政務だったことがわかる。 五年五月乙酉紀に見られるように、式部省による考問は本 ところが、これを奈良時代前期に遡らせると、前掲和銅

課題であり、なお検討を要するのであるが、一つの見通しの本質、といった吉川氏が指摘された議論に関わる重要なが蓋然性が高いものと思う。こうした点は、朝堂と曹司とており、その一部が後に曹司の方へうつされたという推定来、こうした式部省による考問は、全てが朝堂で行なわれ

おわりに -式部曹司庁の成立-

として示しておく。

厨または厨町が宮の内外に成立し、実務の重点がそちらにはその傾向はさらに強まり、長岡宮ないし平安宮において、藤原宮いた。②律令が成立し、官司制度が整うに伴って、藤原宮いた。②律令が成立し、官司制度が整うに伴って、藤原宮いた。②律令が成立し、官司制度が整うに伴って、藤原宮いた。②律令が成立し、官司制度が整うに伴って、藤原宮いた。②律令が成立し、官司制度が整うに伴って、藤原宮において、あらたに曹司が成立し、そこが実務の場となり、後ては、おおよそ次のように考えられてきたといえよう。①はその傾向はさらに強まり、長面宮なり、後の朝廷のはいる。の朝堂における朝政の儀式化がはじまった。③平城宮の場所の問題と変遷についこれまで、政務の進め方やその場所の問題と変遷についこれまで、政務の進め方やその場所の問題と変遷につい

移ってゆくようになった。

いたことを知りうる。とすれば、確実な根拠はないが、本

「官衙町」の成立時期とその意義について再検討の必要性官厨が置かれていた可能性も考えられるに至り、いわゆるあるいは、左京三条二坊一坪において、奈良時代末に太政問題提起を行ない、また③については、第一節で述べたよ問題提起を行ない、また③については、第一節で述べたよこのうち②については、はじめにで紹介した吉川報告が

て、曹司の時期的変遷を考えてみた。 こうしたことを念頭において、平城宮式部省を例にとっ

が指摘されている。

以上をまとめると、次のように結論づけることができる。の儀式化した姿から逆に奈良時代のあり方を推定した。安時代における式部省の業務を検討することによって、そはなれ形式化してくることを述べた。そして第三節では平調査成果を検討し、その変化に注目して記述した。第二節調査成果を検討し、その変化に注目して記述した。第二節

式部省における官人の考選制度は、奈良時代の間に大きく

密な考課が行なわれることが目指され、それを式部省が考変質した。令制当初は実態に応じて個々の官人に対する厳

に、実質的な評価が下されることが少なくなった。それにに、実質的な評価が下されるとしだいに考課が形式化し、が、奈良時代後期以降になるとしだいに考課が形式化し、が、奈良時代後期以降になるとしだいに考課が形式化し、すどは朝堂で、その他の実務は掘立柱建物より構成される間というチェックをすることによって、考課の実をあげ、問というチェックをすることによって、考課の実をあげ、

Z区は実務を行なう場所として依然存続したはずである。 として新たに成立した、と考えるのである。したがって、 物によって構成される式部省(Y区)にあたると考える。 物によって構成される式部省(Y区)にあたると考える。 物によって構成される式部省(Y区)にあたると考える。 として新たに成立した、と考えるのである。したがって、 礎石建 に、式部省による考問も緊張感がなくなり、問答自体も はい、式部省による考問も緊張感がなくなり、問答自体も

物配置に規則性などは見られない。これに対してY区は前うべき殿舎が一棟ある他は小規模な雑舎から構成され、建いの他にも次のような点が注目される。2区は正殿とも言較すると、大きく異なる。掘立柱建物と礎石建物という違同じく式部省といっても、Y区と2区西半とは遺構を比

所以である。 所以である。 が以である。 が以である。 がはそうした「生活臭」がない。Y区を儀式空間と考えるた、2区西半には木簡が出土した井戸が存在するが、Y区置いて、その周囲に殿舎を配したと見ることもできる。ま合、正殿の南に広い空間を設けており、これは庭を中央に述のようにシンメトリーな配置を示す。しかも、Y区の場

のは、この段階からと言えよう。「式部厨」という三重構造となるの修式堂」「式部曹司庁」「式部厨」という三重構造となる「式部厨」と仮称すれば、式部省の管轄する場が「朝堂院平安時代の用語を借用してY区を「式部曹司庁」2区を

とするのではないか、と考えるのである。は連動するのであり、時期としては奈良時代の後期を画期によって構成される曹司の儀式空間の成立、といった三者のまり、考課の等第の固定化、考問の形式化、礎石建物

れらが、二官八省クラスの官衙を示すとすれば、未発掘地化では、内裏の東で検出された磚積基壇上に建つ建物群で他では、内裏の東で検出された磚積基壇上に建つ建物群で省(Y区)と兵部省(X区)及び神祇官推定地(Z区)の朝堂院を別とすれば極めて限定される。本文で述べた式部朝堂院を別とすれば極めて限定される。本文で述べた式部平城宮内において、礎石建物によって構成される場所は、平城宮内において、礎石建物によって構成される場所は、

が成立したことを示すのではなかろうか。これも仮説の域 変化を反映し、八省以上のそれぞれの曹司に「儀式空間」 が上がったといった問題ではなく、各曹司における政務の ことは、たんに建物の様式が変更になったとか、建物の格 期以降になってから礎石建物となっている点である。この 「太政官」も含めて、全てが奈良時代前期には遡らず、後 い。しかし、注意したいのは、現在まで検出した四例は にもなおいくつかの礎石建物の区画が存在する可能性は高 (5) (7)(6) (8)山中章『日本古代都城の研究』(柏書房 Ⅱ 一九九二年) 鬼頭清明「太政官厨家跡と地子の荷札」(『長岡京古文化論叢 野村『律令官人制の研究増訂版』吉川弘文館、一九七〇年。 虎尾達哉「律令官人制研究の一視点」(『古代史研究の最前線』 木簡概報四』一九六七年。 寺崎「考課木簡の再検討」(『律令国家の構造』吉川弘文館 二十六』一九九二年。 『官人制論』雄山閣、一九七五年。 一九八九年)。奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査出土 雄山閣出版 一九八六年) 第四

をでないが、一案として示し、蕪雑な稿を閉じることとす (9)京」(『古代文化』四九の一一、一九九七年)。 章「都城の変貌」。清水みき「長岡京の京外官衙と初期平安

岸『日本の古代宮都』岩波書店、一九九三年、一三二頁)

吉川氏の報告は未だ論文として発表されていないので、以下

(2)

は筆者の理解した吉川報告の要旨である。

(3)

渡辺晃

(4)

『木簡研究』十四号、一九九二年。奈良国立文化財研究所

「平城宮木簡五」一九九五年。『平城宮発掘調査出土木簡概報

財研究所『文化財論叢Ⅱ』同朋舎出版、一九九五年)の註2 宏「兵部省の武官人事権の確立と考選制度」(奈良国立文化 平城宮における兵部・式部省の官衙比定については、

(1) 註

ಠ್ಠ

一九九七年)

29 -